

沼津市と清水町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14の規定に基づき、沼津市と清水町との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託について、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 清水町は、清水町の区域内から発生する可燃ごみの処理（収集及び運搬を除く。）並びにこれに伴い発生する主灰及び飛灰の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を沼津市に委託する。

2 前項の可燃ごみの処理については、沼津市山ケ下町地内及び上香貫二ノ洞地内に設置する中間処理施設で行うものとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、沼津市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(設置に要する経費)

第4条 沼津市が施行する第2条第2項の中間処理施設の設置に要する経費の一部は、清水町の負担とし、清水町は、これを沼津市に納付するものとする。

2 前項の規定による清水町の当該経費の負担割合は、沼津市長と清水町長が協議して定める。この場合において、沼津市長は、あらかじめ中間処理施設の設置に要する経費の見積りに関する書類を清水町長に送付しなければならない。

3 第1項の規定による清水町の当該経費の納付の時期は、沼津市長と清水町長が協議して定める。

(委託事務費)

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託事務費」という。）は、清水町の負担とし、清水町はあらかじめこれを沼津市に納付するものとする。

2 委託事務費の額及び納付の時期は、沼津市長と清水町長が協議して定める。この場合において、沼津市長は、あらかじめ委託事務費の見積りに関する書類を清水町長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第6条 沼津市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、沼津市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(委託事務費に残額が生じた場合の措置)

第7条 沼津市長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、沼津市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに清水町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第8条 沼津市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を清水町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第9条 沼津市長と清水町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(委託事務の変更及び廃止)

第10条 委託事務の全部若しくは一部について変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ沼津市長と清水町長が協議しなければならない。

(条例等改正の場合の措置)

第11条 委託事務の管理及び執行について適用される沼津市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、沼津市長は、あらかじめ清水町長に通知しなければならない。

2 前項の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、沼津市長は、直ちに当該条例等を清水町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、清水町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関して必要な事項は、沼津市長と清水町長が協議して定める。

付 則

1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。

2 清水町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する沼津市の条例等が清

水町に適用される旨及びこれらの条例等を公表しなければならない。

- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、沼津市長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生じる余剰金は、速やかに清水町に返還しなければならない。